

病院・避難所や緊急輸送道路等沿道の建築物の所有者の皆さまへ！



病院・避難所や緊急輸送道路等沿道の建築物の耐震化を支援します！



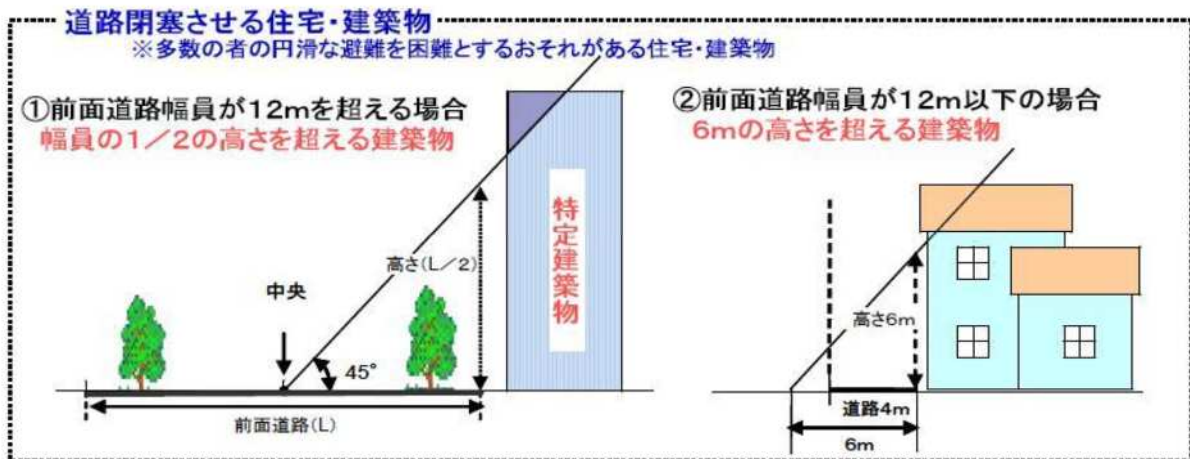
地震発生時に多くの人に影響を及ぼす可能性が高いとされる、災害時に防災拠点となる病院・避難所の建築物や、倒壊することによって緊急輸送道路、避難路又は準避難路(以下「緊急輸送道路等」という。)を閉塞するおそれのある建築物の耐震化に必要な費用の一部を補助します。

補助対象建築物の主な要件

- 昭和56年5月31日以前に着工された京都市内にある建築物
- 「防災拠点等特定既存耐震不適格建築物^{※1}」又は「指定道路沿道特定既存耐震不適格建築物^{※2}」であること。
- 耐震改修計画作成及び耐震改修の補助金の交付を受ける場合は、「重要路線沿道特定既存耐震不適格建築物^{※3}」であること。ただし、不特定多数の者が利用する5,000㎡以上である建築物を除く。

※1 防災拠点等特定既存耐震不適格建築物とは、病院又は避難所であって、耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物に該当するものをいいます。

※2 指定道路沿道特定既存耐震不適格建築物とは、敷地が緊急輸送道路等に接する建築物であって、倒壊した場合に、緊急輸送道路等を閉塞するおそれのあるものをいいます(下図参照)。



※3 重要路線沿道特定既存耐震不適格建築物とは、指定道路沿道特定既存耐震不適格建築物のうち、優先的に耐震化を図るべき重要路線として京都市が定める道路に敷地が接する建築物をいいます。

耐震化の3ステップ

1 耐震診断

まずは調べる

建物の弱点を調べ、耐震改修が必要かどうか判断します。

2 耐震改修計画作成

計画を立てて設計する

どの程度耐震性能を上げるか、その費用はいくらかなど専門家と一緒に検討します。

3 耐震改修

工事をする

様々な耐震改修の手法があります。状況に合わせて改修工法を選択しましょう。

1 耐震診断への補助

補助対象費用 ※ 延べ面積に応じた限度額有り。

- 現地調査費（コンクリート強度調査等）
- 耐震診断に要する費用
- 構造図等の復元に要する費用
- 耐震判定委員会に係る費用

補助金の額

補助対象費用の2/3 上限額 200万円

耐震診断の要件

- 耐震診断者は、次のいずれにも該当すること。
 - 一級建築士事務所に属する一級建築士
 - 耐震診断に関する所定の講習を修了した者
- H18国土交通省告示第184号に基づく耐震診断を行うこと。
- 耐震判定委員会による耐震診断の判定・評価を取得すること。 など

2 耐震改修計画作成への補助

補助対象費用 ※ 延べ面積に応じた限度額有り。

- 耐震改修計画作成に要する費用
- 耐震判定委員会に係る費用

補助金の額

補助対象費用の2/3 上限額 300万円

耐震改修計画作成の要件

- 耐震診断者の要件に適合する者が行うこと。
- 耐震改修計画には、以下に掲げる事項全てを含めること。
 - 耐震改修の設計図書
 - 耐震改修の工事費見積り
 - 耐震改修設計後の耐震性能の評価
 - 耐震改修の事業計画書
- 耐震判定委員会による耐震改修計画の判定・評価等を取得すること。 など

3 耐震改修への補助

補助対象費用 ※ 延べ面積に応じた限度額有り。

- ・ 耐震改修工事に要する費用（ただし、工事監理費を除く。）

補助金の額

補助対象費用の2/3 上限額 2,000万円

耐震改修の要件

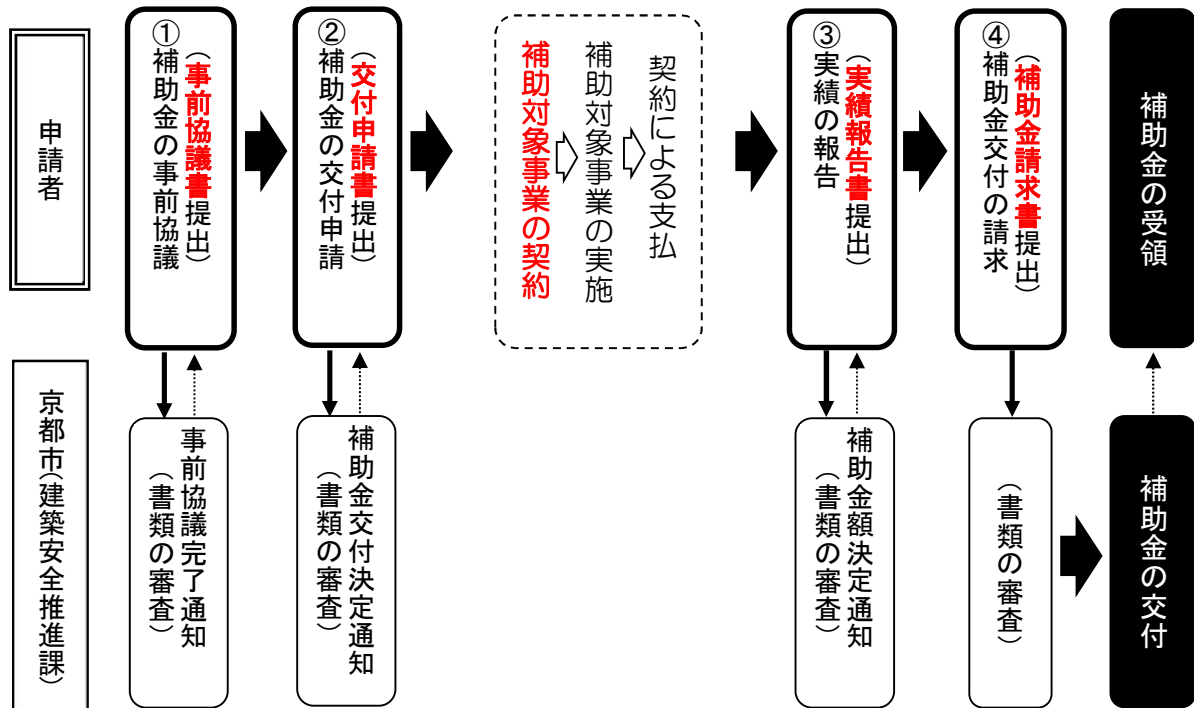
- 耐震判定委員会による耐震改修計画の判定・評価等を受けていること。
- 耐震改修実施後、建築基準法に違反しないものであること。 など



注意事項

- まずは、事前協議を行っていただく必要があります。必要書類を本市ホームページ（本紙裏面参照）から御確認のうえ、御提出ください。
なお、事情によりすぐに準備できない書類がある場合は、その旨お問合せください。
- 交付決定の通知を受けた後に、耐震改修等の契約をしていただく必要があります。
交付決定前に契約された場合又は耐震改修等に着手した場合は補助の対象になりません。
なお、耐震診断、耐震改修計画作成の場合、補助金交付申請の受付から交付決定までの手続に30日程度掛かります。
- 補助事業は、原則として補助金交付を決定した当該年度内に完了させてください。
- 所有者又は所有者の同意を得た管理者が各手続の申請者及び報告者となります。そのほか、区分所有建物の場合は管理組合又は区分所有者全員の同意を得た代表者、信託財産である場合は受託者が申請者及び報告者となります。
- 複数の者の共有に属する建築物については、関係者全員の同意書が必要となります。
- 賃借人がある場合は、耐震改修等の実施について、当該賃借人に十分に周知したうえで反対する意思を示す者がいないことを確認する必要があります。
- 増改築の経過がある場合、補助対象建築物かどうかの確認に時間が掛かります。早めに事前協議を受けてください。
- 補助対象費用については、延べ面積1㎡当たりの限度額があります。これにより算出された限度額と見積額のどちらか低い方が補助対象費用となります。
- 補助事業に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることができません。
- この内容は、令和3年4月時点のもので、内容については変更する場合がありますので、ご了承ください。

補助金交付までの流れ



申込みの相談等、気軽にお問合せください！

受付・問合せ先:

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課 耐震企画担当

電話:075-222-3613 FAX:075-212-3657

受付時間 : 午前8時45分～午前11時30分 午後1時～午後3時

(土・日、祝日、年末年始を除く。)

ホームページ(支援制度):

京都市 既存耐震不適格建築物の耐震

検索